

## あかりの家理事、監事及び評議員報酬等規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人あかりの家の理事、監事及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬について定める。

(報酬)

第2条 役員等には報酬を支給する。ただし、本法人から給与を受けている者には支給しない。

(報酬の額)

第3条 役員等が評議員会及び理事会に出席した場合には、1回につき5,000円とする。ただし、本法人から給与を受けている者には支給しない。

(支給日)

第4条 報酬の支給の日は、第3条による支払事由の発生した日とする。

附則

この規定は、平成29年6月1日から施行する。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。